

後期高齢者医療制度ご加入の皆さんへ 制度の見直しについて

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方と、65歳～74歳で一定の障がいがある方が対象の医療制度です。
今年度の制度の見直しについてお知らせします。
詳細につきましては下記まで問い合わせください。

問い合わせ／市総合窓口課医療給付グループ ☎23 - 6411

■均等割2割、5割軽減の範囲が拡大しました

保険料の均等割軽減のうち、2割軽減と5割軽減の所得判定基準が次のとおり変更になりました。

平成29年度(旧基準)		平成30年度から(新基準)	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減	33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	33万円+(50万円×世帯の被保険者数)

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

平成29年度(旧基準)			平成30年度から(新基準)	
区分	所得割	均等割	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減	かかりません	5割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■所得割の軽減割合が見直しされました

保険料の所得割軽減の割合が、下記のとおり見直しされました。

平成29年度(旧基準)		平成30年度から(新基準)	
所得が次の金額以下の方	軽減割合	所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減	所得が次の金額以下の方	軽減なし

■保険料の計算方法

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。なお、平成30年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

均等割 【1人あたりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得-33万円)×10.59%	=	1年間の保険料 ※限度額62万円 ※100円未満切り捨て
------------------------------------	---	---	---	---

※所得とは、前年の「収入」から公的年金等控除額や給与所得控除額などの必要経費を引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」を適用する前の金額です。
※遺族年金や障害年金は収入に含みません。
※年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割で計算します。

■食事療養標準負担額の金額が見直しされました

療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額(食事代)に係る部分が、次のとおり見直しされました。

区分	食事療養標準負担額		
	平成30年3月まで	平成30年4月から	
現役並み所得・一般	1食につき 360円	1食につき 460円	
指定難病の医療受給者証をお持ちの方	1食につき 260円	変更なし	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ 90日までの入院	1食につき 210円	変更なし
	区分Ⅱ 90日を超える入院	1食につき 160円	変更なし
	区分Ⅰ	1食につき 100円	変更なし

■生活療養標準負担額の金額が見直しされました

療養病床以外に入院したときの生活療養標準負担額のうち、居住費に係る部分が、次のとおり見直しされました。

区分	生活療養標準負担額(居住費部分)	
	平成30年3月まで	平成30年4月から
以下のいずれにも該当しない方	1日につき 370円	変更なし
医療の必要性の高い方(指定難病患者を除く)	1日につき 200円	1日につき 370円
指定難病患者	1日につき 0円	変更なし
老齢福祉年金受給者	1日につき 0円	変更なし

人と地球にやさしいまちわっかないを目指して ①

「第2次環境基本計画スタート！」

本市では、4月から「環境都市わっかない」の実現を目指し、第2次稚内市環境基本計画がスタートしました。本市が目指すべき環境像は「人と地球にやさしいまち わっかない」です。このコーナーでは、新たにスタートした環境基本計画の内容のほか、地球環境負荷の低減のための取り組みなどをご紹介します。

本市は2011年3月に環境都市宣言を行っています。稚内の豊かな自然や、かけがえのない地球環境をより良好なものとして次の世代に引き継ぐため、自ら環境保全活動に参加し、環境に負荷をかけない行動をすることを宣言しました。

第2次稚内市環境基本計画では、「環境都市宣言」を踏まえ、将来の目指すべき環境像を

「人と地球にやさしいまち わっかない」とし、その実現に向けて5つの基本目標を掲げています。

5つの基本目標

- 「社会の低炭素に貢献するまち」
- 「ごみを減らし資源を有効に使うまち」
- 「健康で安全に暮らせるまち」
- 「豊かな自然を守り人と生き物の共生を実現するまち」
- 「より良い環境を目指して市民一人ひとりが参加し行動するまち」

これら基本目標の取り組みについて、次回からご紹介します。

問い合わせ／市環境エネルギー課環境政策グループ

☎23 - 6386

